

聖籠町青少年育成員設置条例施行規則に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

聖籠町教育委員会 教育長 伊藤 順治

聖籠町教育委員会規則第3号

聖籠町青少年育成員設置条例施行規則（平成12年聖籠町教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条を第9条とし、第4条の次に次の4条を加える。

（会議）

第5条 育成員相互の連絡・調整を図るため、青少年育成会議（以下「会議」という。）を設置する。

（役員）

第6条 会議に会長及び副会長2名を置き、育成員相互により選出する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議の招集）

第7条 会議の開催は、会長が招集し、その議長を務める。

（1） 会議は、育成員の過半数以上の出席をもって成立する。

（2） 会議の議事は、出席した育成員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、社会教育課において処理する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。